

通関実務

講師

通関士 伊藤 道朗

第1章 計算問題の解答の要領

輸出申告書の読み方

- 1・提出先税関名・・・税関官署まで記載
- 2・輸出者住所氏名
- 3・仕向人住所氏名
- 4・申告年月日

- 5・積込地
- 6・積載船(機)名・・・船舶名又は航空機の便名
- 7・出港予定年月日
- 8・仕向地・・・都市名及び国又は地域名
- 9・蔵置場所・・・保税地域等の名称
- 10・本船扱又は、ふ中扱に該当する場合に
チェック
- 12・品名・・・仕入書の商品名を記載(できるだけ一般名で記載)

- 13・統計品目番号・・・輸出統計品目番号の所属(9桁番号)⇒6桁番号と3桁番号とをハイフンで結ぶ
- 14・単位・・・輸出統計品目表に記載されている数量の単位を記載
- 15・数量・・・14の単位数量を正味数量で記載
- 16・申告価格・・・FOBの金額を日本円で記載
- 17・外貨建決済価格・・・仕入書に記載された外貨建価格がFOB価格以外の価格であって、輸出申告価格の総額が100万円以上の場合に限り、仕入書に記載された外貨建価格を転記

輸入申告書の読み方

- 5・申告書の種別・・・「IC」とは、輸入申告
- 6・船(取)卸港
- 9・原産地
- 10・積出地・・・都市名及び国又は地域
- 14・品名・・・仕入書の商品名を記載(できるだけ一般的な名称を記載)
- 15・番号・・・実行関税率表の所属分類の号の番号(6桁)と統計細分番号(3桁)を記載

- 16・単位・・・実行関税率表に定められている統計単位を記載
- 17・正味数量・・・統計単位以上の数量は、白抜き部分に記載。統計単位が2つある場合には、上位に第1単位を、下位に第2単位を記載
- 18・申告価格・・・CIFの課税相当額を日本円で記載
- 19・税率・・・実行関税率表の所属区分を決定して、当該所属区分に定められている関税率の中から適用すべき税率種類を選定して、税率種類枠内に「×」を記入し、その税率を記載

- 20・関税額・・・算出した関税額で、納付すべき額は、点線の上欄に記載し、軽減又は免除を受けるべき額は、点線の下欄に記載
- 21・消費税、酒税などの内国消費税及び地方消費税が課される物品について、「適用法律区分」の枠内に「×」を記入
- 22・申告価格に関税額(百円未満切捨て)を加えた金額を記載
- 23・内国消費税の税率(4%)を記載
- 24・内国消費税額を円単位まで記載

25・(24)で記載した消費税額から百円未満を切り捨てた金額を記載

26・地方消費税(25%)を記載

27・(25)の金額に地方消費税(25%)を乗じた金額を円単位まで記載

28・各税目ごとに税額を計算し、各税目ごとにそれぞれの合計額(百円未満切捨て)と税目ごとの欄数を記載

納付する関税額の計算

1・一般関税率の適用順位

一般の関税率(簡易税率以外の税率)は、次の順位により適用する

①特恵税率

②協定税率

協定税率 < 暫定税率 協定税率 < 基本税率

③暫定税率

基本税率に優先して適用する

④基本税率

最も劣後して適用する

* 暫定税率が設定されている場合には、基本税率の適用はない

2・課税標準及び確定税額の端数処理

(関税法の端数処理を参照)

- ①関税額の課税価格に1,000円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた後に、関税率を乗じる
- ②関税の確定金額に、100円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てる

具体事例解説・1

協定税率を適用の場合

従価税 3,250,000円 X 6.5% = 211,250円

従量税 20,000kg X 5.8円 = 116,000円

従価税 211,250円 > 従量税 116,000円

暫定税率を適用の場合

3,250,000円 ÷ 20,000kg = 162.5円/kg

(170円 - 162.5円 = 7.5円) X 20,000kg

= 150,000円 協定税率 > 暫定税率 (適用)

修正申告により納付する関税額の計算

A・「修正申告前の関税額(過少に申告し又は納付した関税額)」とB・「修正申告後の関税額(本来納付すべき関税額)」とを計算し、次にその「差額(修正申告により納付する関税額)」を計算する。

* A及びBそれぞれの端数処理をしておくこと！！

具体事例解説・2

修正申告前の関税額

3,574,259円⇒⇒3,574,000円

3,574,000円×3.5%＝125,090円⇒125,000円

修正後の関税額

4,376,455円⇒⇒4,376,000円

4,376,000円×3.5%＝153,160円⇒153,100円

修正申告後納付すべき関税額

153,100円－125,000円＝28,100円

更正の請求の関税額計算

A・「更正の請求前の関税額(過大に申告し又は納付した関税額)」とB・「更正の請求後の関税額(本来納付すべき関税額)」とを計算して、次にその「差額(更正の請求により減額する関税額)」を計算する。

* A及びBの端数処理をしておくこと！！

具体事例解説・3

更正の請求前に納付した関税額

876,932円⇒⇒876,000円

876,000円 × 17% = 148,920円⇒148,900円

更正の請求後の関税額

787,153円⇒⇒787,000円

787,000円 × 7.2% = 56,664円⇒56,600円

更正の請求により減額する関税額

148,900円－56,600円 = 92,300円

輸出申告書

11

あて先 ① 東京税関 長殿 申告年月日 ④ 平成16年4月1日
 積込港 ⑤ 東京
 積載船(機)名 ⑥ AMERICA MARU
 出港予定年月日 ⑦ 平成16年4月3日
 仕向地 ⑧ BANGKOK THAILAND
 (都市) (国)
 蔵置場所 ⑨ ○○ H/W
 輸出者住所氏名印 ② 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 税関 三郎 ⑦
 代理人住所氏名印 _____
 仕向人住所氏名 ③ ○-○○ ○○○○ THAILAND XYZ Co., Ltd. ⑩ 本船扱 心 中 扱

申告番号	
999-0000-(D)	
積込港符号	
船(機)籍符号	1
貿易形態別符号	518
仕向国(地)符号	111
輸出者符号	99999
(調査用符号)	

品名	統計品目番号	単位	数量	申告価格 (F.O.B)	(調査欄)
(1) <u>⑫ USED MOTOR VEHICLE</u>	<u>⑬ 8703.22-910</u>	<u>⑭ NO</u>	<u>⑮ 10</u>	<u>⑯ 2,500 000</u> 千円	
(2)					
(3)				<u>⑰ CIF US \$ 23,809</u> 千円	

個数、記号、番号 <u>⑱ 10UNITS BANGKOK IN DIA 1-10</u> CARGOS TO BE CONTAINERISED VIA ○○ HOZEI WAREHOUSE	「外国為替及び外国貿易法」及び「輸出貿易管理令」関係 (該当) (非該当) 外国為替及び外国貿易法第48条第1項に基づく輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項 <u>⑲</u>	申告書 1枚 1欄 許可印・許可年月日
	輸出貿易管理令第2条第1項第 号 項 <u>⑳</u> 輸出貿易管理令第4条第 項第 号の 項(号) <u>㉑</u> 輸出貿易管理令第1条第1項 項 <u>㉒</u> 輸出許可証又は輸出承認証の番号 <u>㉓</u> 保税運送区分 陸路、承認 海路、空路 <u>㉔</u> 期間 年 月 日から 年 月 日まで	添付書類(輸出貿易管理令関係を除く)。 仕入書 (有) <u>㉖</u> 輸出取引承認書 <u>㉗</u> その他関税法第70条関係許可・承認書等(法令名) <u>㉘</u> 関稅定率法、関稅暫定措置法第 条第 項第 号関係 <u>㉙</u> 内国消費稅輸出免稅(還付金)関係 <u>㉚</u>

税関記入欄	受理	審査
1 検査場検査		
2 現場検査		
通関士記名押印		

(注) 印の欄は記入しないで下さい。
 「不服申立てについて」この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対し異議申立てをすることができます。

1110 輸入申告書の記載方法について

輸入(納税)申告書

税関様式C第5020号

1 消費税等課税標準数量等申告書兼用
申告年月日 平成16年4月1日

2 東京税関

3 輸入者 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1
住所氏名印 税関三郎
電話番号 00-0000-0000

4 仕出人 O-OO OOOOO U.S.A
住所氏名 ABC Co., Ltd.

5

6 船(取)卸港 Tokyo

7 積載船(機)名 AMERICA MARU

8 入港年月日 平成16年3月30日

9 原産地 U.S.A (都市) (国)

10 積出地 NEW YORK U.S.A

11 船荷証券番号 N/Y-0403

12 蔵置場所 OOOO (都道府県名 東京都)

申告番号 9999-0000-(D)	
船(取)卸港符号	
船(機)籍符号	2
貿易形態別符号	518
原産国(地)符号	304
輸入者符号	99999
※ (調査用符号)	

品名 番号	統計細分	単位	正味数量	申告価格(CIF)		税率	関税額	減免税条項 適用区分
				△国内消費税等課税標準額	△種別等・税率			
15 9105.21	000	NO KG	17 1 2	18 320	千円	19 FREE	20 0	符号 税率 判定
14 WALL CLOCK				22 320.750	円	23 4%	24 12,800	別表 条項号
				25 12,800	円	26 25%	27 3,200	別表 条項号
					千円			符号 税率 判定
					円			別表 条項号
					円			別表 条項号
					円			別表 条項号

29 1 CARTON
SABURO ZEIKAN
1-1, 3 CHOME, KASUMIGASEKI,
CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN

30 関税法施行令第4条第1項第3号
又は第4号に係る事項有 無

31 評価申告
評価申告書 I II 個別 包括
包括申告
受理番号

28 税額
合計
(概数)
1枚
1欄
¥0-
¥12,800-
¥3,200-

27 関税(0欄)
△税(欄)
△税(欄)
△消費税(1欄)
△地方消費税(1欄)

納期限の延長に係る事項	延長しない税額	※許可・承認印、許可・承認年月日
包 (税額) 円(特定期) 月		
個 (税額) 円		
包 (納期限) 年 月 日		
個 (税額) 円		
包 (納期限) 年 月 日		
個 (税額) 円		
包 (納期限) 年 月 日		
個 (税額) 円		
包 (納期限) 年 月 日		
個 (税額) 円		

31 (有) 税関
仕入 輸入貿易管理令
仕入事代おの事務 別表第1・2第
原産地証明書 関税法70条関係許可・承認等
本取扱・ふ中扱・ 法令名
搬入前申告書 食品・植物・家畜・薬事・化審

※受理 ※審査 ※収納

通関士記名押印
山田一夫 印

(注) 1. ※印の欄は記入しないで下さい。
2. この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することがあります。
3. この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。